

## (13) 表彰規則

### (目 的)

第1条 本地域協会は、地域サッカー及び日本サッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表すことを目的として表彰を行う。

### (対象者)

第2条 本地域協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本地域協会の役員
- (2) 加盟チーム及びその役員、選手
- (3) 各種連盟の役員
- (4) 審判員
- (5) その他本地域協会の運営に多大な貢献をした者

### (表彰事由)

第3条 本地域協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年協会及び連盟の運営に貢献をしたとき
- (2) 選手の指導、育成に顕著な貢献をしたとき
- (3) 審判員として永年にわたり、競技運営に貢献をしたとき
- (4) 日本代表選手として著しい功績をあげたとき
- (5) F I F Aワールドカップ(各カテゴリー)又は五輪の審判団に任命されたとき
- (6) その他前各号に準ずる行為があったとき

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状を授与してこれを行う。ただし、記念賞等を加授することができない。

### (表彰者の決定)

第5条 表彰者の決定は、理事会において行う。

### (表彰の時期)

第6条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

### (改 正)

第7条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

### (施 行)

第8条 この規則は、2023年4月1日から施行する。